

平成28年第4回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成28年4月22日（金）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 平成28年4月22日（金）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第2庁舎3階 第1委員会室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
 日程第 2 報告第 5号 農地転用（農業用施設）届出について
 日程第 3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 日程第 4 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
 日程第 5 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
 日程第 6 議案第22号 非農地証明申請について
 日程第 7 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
 日程第 8 議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	富田 秀治	○	13	横見 義博	○	25	山岡 誠治	○
2	田中 秀之	○	14	祖田 仁	○	26	湯浅 文夫	○
3	堀川 和之	○	15	見之越 岩八	○	27	吉岡 秀美	○
4	末兼 康弘	○	16	岩倉 信之	欠席	28	沖田 良次	○
5	牧原 昭男	○	17	桑原 博	○	29	重光 清	○
6	櫻井 昌	○	18	境江 芳暢	○	30	反田 勉	○
7	下津江 博	○	19	津田 義則	○	31	武添 吉丸	○
8	岩田 隆幸	○	20	六箱 静夫	○	32	土本 義雄	○
9	柿上 正博	○	21	秋國 満	○	33	高松 忠夫	○
10	廣政 康洋	○	22	欠番		34	田槇 憲司	○
11	水重 克幸	○	23	谷川 正博	○	35	信川 進吾	○
12	村上 一夫	○	24	信上 陽子	○	36	林 悟	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長

藤城 輝久専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間8分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ただいまより、平成28年第4回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に、16番 岩倉委員、1名の欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は34名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長にしております。33番 高松忠夫委員、34番 田植憲司委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

次に日程第2 報告第5号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。報告第5号 農地転用（農業用施設）届出について。

受付番号9、平成28年4月3日届出。届出人、安芸高田市吉田町●番地●、●●。土地の表示、吉田町●番●、畑、116㎡。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は倉庫2棟32.1㎡。用途区分の変更中で、第2種農地。担当は12番 村上委員です。

事務局からは以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次に日程第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

受付番号20、平成28年3月16日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●番地●、●●、農業、40歳。譲渡人、広島市西区●●、●●、無職、92歳。土地の表示、高宮町●●番、田、1,070㎡。同じく●●番、田、1,776㎡。合計2,846㎡。譲受人の耕作面積は79,810㎡。担当は21番 秋國委員です。取得の理由は経営規模拡大で、この売買価格は総額●円です。

受付番号21、平成28年3月29日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●●番地、●●、会社員兼農業、59歳。譲渡人、安芸高田市吉田町●●番地、●●、無職、81歳。土地の表示、吉田町●●番●、田、902㎡。同じく●●番●、畑、228㎡。合計1,130㎡。譲受人の耕作面積は9,625㎡。担当は10番 廣政委員です。こちらは生前贈与になります。親子間ですので無償の所有権移転です。

受付番号22、平成28年3月31日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●●番地●、●●、農業、67歳。譲渡人、安芸高田市高宮町●●番地、●●、自営業、42歳。土地の表示、高宮町●●番●、田、432㎡。譲受人の耕作面積は15,255㎡。担当は21番 秋國委員です。取得の理由は経営規模拡大で、こちらの売買価格は総額●円です。

受付番号23、平成28年3月31日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●●番地●、●●、自営業兼農業、72歳。譲渡人、広島市安佐北区●●、●●、無職、71歳。土地の表示、向原町●●番●、田、904㎡。譲受人の耕作面積は5,594㎡。担当は4番 末兼委員です。取得の理由は経営規模拡大で、こちらの売買価格は総額●円です。

なお、いずれの案件についても、別添の農地法第3条調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

事務局からは以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号20号、22号について、21番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 はい、21番 秋國です。受付番号20号、22号について御報告いたします。

4月12日に私が事前調査して、4月13日に高宮地区委員1名と事務局1名で現地調査をいたしました。その結果を報告いたします。

まず受付番号20号ですが、譲受人は市外に住んでおられ、また高齢でもあり、以前から譲受人に耕作してもらっており、譲受人に今回譲り渡すことにしたものです。他の農地への支障は全くなく、やむを得ないものと思います。

それから受付番号22号ですが、譲渡人は自営業を営んでおり耕作できないことなどから、譲受人が当農地を譲り受けて耕作をすることにしたものです。他の農地への悪影響などは全くないことなどから、これもまたやむを得ないものと思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして受付番号21号について、10番 廣政委員、お願いいたします。

○廣政委員 はい、10番 廣政です。受付番号21号について報告します。

4月11日、吉田地区委員7名及び事務局2名で現地確認を行いました。

高齢により農作業が困難になったため、農業経営者の子供に贈与するものです。譲受人の子供は既に親から他の土地の譲渡を受け農業経営を行っているとともに、保有する機械器具の総

合的な能力及び地域の営農組合に参加していることから、何ら問題が生じないことを確認しました。なお、詳細については別紙調査書のとおりです。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして受付番号23号について、4番 末兼委員、お願いいたします。

○末兼委員 はい、4番 末兼です。受付番号23号について説明します。

4月10日に私が調査、4月13日に町内の農業委員と事務局とで現地を確認しております。

現地は●高校と●の間の道をずっと●方面に行きまして、●ができたんですが、●の交差点を通じて角から●番目の田んぼになります。この田んぼは●さんの持ち物になっていますが、もう十数年来、●さん、●さん、私とずっと耕作者が移り変わりが、売買の契約がうまくいきましたのが●さんということで、●さんはもう十数年もつくっていらっしやらないんですが、今回、●さんと売買の話がまとまりまして、●さんは農業をたくさんやっておられますし、今回買われた田んぼも現状のまま耕作するということですので、水利の関係、また排水等に変更はございませんので問題ないものと認められます。

説明を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございました。全員挙手、賛成であります。よって、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

次に日程第4 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について。

受付番号18、平成28年3月24日申請。申請人、安芸高田市吉田町●番地●、●●、農業。土地の表示、吉田町●●番●、畑、34㎡。転用目的は墓地で、施設の概要としては墓石等4基です。農振除外済みで、第2種農地。担当は13番 横見委員です。始末書が添付されております。

受付番号19、平成28年3月29日申請。申請人、安芸高田市高宮町●●番地、●●、農業。土地の表示、高宮町●●番●、畑、504㎡のうち74.28㎡。転用目的は墓地で、施設の概要として墓石等25基です。農振除外済みで、第2種農地。担当は24番 信上委員です。この申請にも始末書が添付されております。

受付番号20、平成28年3月30日申請。申請人、安芸高田市向原町●●番地、●●、無職。土地の表示、向原町●●番●、田、598㎡。同じく●●番●、田、604㎡。同じく●●番●、田、295㎡。合計1,497㎡。転用目的は太陽光発電で、施設の概要としては太陽光パネル220枚設置予定です。農振除外済みで、第2種農地。担当は34番 田槇委員です。資金証明書が添付されております。

なお、農地区分及びその判断理由等の詳細については、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりです。

事務局からは以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号18号について、13番 横見委員お願いいたします。

○横見委員 はい、13番 横見です。受付番号18号について御報告いたします。

事前調査をした後、4月11日に吉田地区委員6名と事務局2名で現地のほうを確認させていただきましたので御報告いたします。

こちらのほうは、一昨年農振除外の申請の際に詳細について御報告申し上げておりますけれども、今回、分筆完了ということで申請が上がっております。以前は山中にお墓がありまして年々お墓参りが不自由になられ、御両親が生前、申請地にお墓を移設されておられましたけれども、無断転用であることを知り今回の申請となりました。近隣には農地はなく、また民家もかなりほど遠く、これからも農地及び周辺への影響もないことから、やむを得ないものと思われれます。なお、申請人の行為ではないといえ、始末書を添付して申請のほうをしていただきました。

以上、御報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、受付番号19号について、24番 信上委員、お願いいたします。

○信上委員 はい、24番 信上です。受付番号19号について御報告申し上げます。

4月13日に地区委員と事務局とで現地調査をいたしました。

この申請は、●さんの本家の家の墓地の移転についてです。本家には相続人が全員亡くなられており、申請人が管理をしておられます。遠いところにあるため、自宅の墓と同じところに移設をしたいということでもあります。また自宅の墓も転用がまだだったため、始末書を添えての申請となっております。この転用により周りの営農条件には支障がないと思われれますので、やむを得ないかなと思っております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして受付番号20号について、34番 田槇委員お願いいたします。

○田槇委員 はい、34番 田槇です。

太陽光パネル設置に伴う申請で、1月に除外申請された案件となります。パネル数220枚、50キロワット弱の発電設備となります。場所は向原町●●というところで、県道37号線からおおよそ10メートルぐらい中に入ったところになります。対象農地は未整備田の3筆、合計1,497㎡となります。現在、草刈りあるいは耕起することで管理をしている農地となりますが、いずれも未整備田であること、また周囲への悪影響はなく、さらに集落協定にも加入していないことから、今回の申請もやむを得ないと考えております。

なお現地確認は4月13日、町内委員と事務局で行っております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。よって、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

次に日程第5 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。

受付番号23、平成28年3月25日申請。使用貸借権設定。譲受人、安芸高田市吉田町●●番地●、●●、会社員。譲渡人、安芸高田市吉田町●●番地●、●●、農業。土地の表示、吉田町●●番●、田、371㎡。同じく●●番●、田、84㎡。合計455㎡。転用目的は宅地で、施設の概要としては住宅1棟60㎡、倉庫1棟27㎡、駐車場3区画。農振除外地で、第2種農地。担当は13番 横見委員です。資金証明書が添付されております。

受付番号24、平成28年3月25日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市甲田町●●番地●、●●、会社役員。譲渡人、広島市東区●●、●●、無職。土地の表示、甲田町●●番●、田、706㎡。転用目的は資材置き場で、施設の概要としては資機材と砕石置き場。農振除外地で、第2種農地。担当は31番 武添委員です。法人定款、法人登記簿が添付されております。こちらの売買価格は●円です。

受付番号25、平成28年3月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●●番地、●●、会社役員。譲渡人、広島市西区●●、●●、無職。同じく広島市安佐北区●●、●●、無職。土地の表示、吉田町●●番●、田、654㎡。同じく●●番●、田、528㎡。同じく●●番●、田、108㎡。合計1,290㎡。転用目的は太陽光発電で、施設の概要としては太陽光パネル264枚を設置する予定です。農振除外済みで、第2種農地。担当は13

番 横見委員です。資金証明書が添付されております。こちらの売買価格は●円になっております。

受付番号26、平成28年3月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●●番地、●●、会社員。譲渡人、安芸高田市向原町●●番地、●●、無職。土地の表示、向原町●●番、畑、125㎡。同じく●●番●、畑、69㎡。同じく●●番●、畑、107㎡。合計301㎡。転用目的は宅地で、宅地の拡張です。農振除外済みで、第2種農地。担当は34番田榎委員です。始末書が添付されております。こちらは親子間の所有権移転ですので無償でございます。

受付番号27、平成28年3月31日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●●番地●、有限会社●●。譲渡人、広島市南区●●、●●、無職。土地の表示、吉田町●●番●、田、52㎡。同じく●●番、田、569㎡。合計621㎡。転用目的は貸駐車場で、施設の概要としては駐車場12区画です。農振除外地で、第3種農地。担当は11番水重委員です。法人定款、法人登記簿が添付されています。こちらの売買価格は●円です。

なお、いずれの案件も農地区分及びその判断理由等の詳細については、別添の「農地転用許可申請に係る調査書」のとおりです。

事務局からは以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号23号、25号について、13番横見委員、お願いいたします。

○横見委員 はい、13番横見です。受付番号23号及び25号について御報告いたします。

いずれも事前調査をさせてもらった後、4月11日に地区委員6名と事務局2名で現地の様子を確認いたしましたので御報告いたします。

まず23号についてです。借り手は農業を継ぐために貸し手であります父親所有の申請地に住宅、倉庫、車庫を建築するために本申請に至りました。隣接地は父所有の農地であり、用排水路を含めて農地及び周辺への支障はなく、本申請に特に問題はないと思われま。

次に25号について御報告いたします。申請地は長年耕作されておらず、兄弟お二人で2分の1権利で昨年遺産相続をされましたけれども、お二人とも市外に居住されておられ、今後も耕作の予定もないことから本申請に至りました。こちらのほうも用排水路を含めて他の農地及び周辺への支障もなく、本申請に特に問題はないと思われま。

以上、御報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして受付番号24号について、31番武添委員、お願いいたします。

○武添委員 はい、31番武添でございます。受付番号24号につきまして、4月12日に現地調査をいたしました。

当地は●小の近くでございまして、市道に沿いまして、一方は用排水路と農地に接したとこ

ろでございます。譲受人は土木建設業を営んでおられまして、事業拡大のために資機材置き場、重機の駐車場が不足するというようになったそうであります。また、譲渡人は自分では農地の管理ができず、他に預けておられるような状況でございます。こういうことで売買が成立したとのことでございます。これによりまして近隣の農地に悪影響を及ぼすことはないと思われま。なお、隣地の農地所有者にはお話をされておると聞いております。詳細は調査書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして受付番号26号ついて、34番 田植委員、お願いいたします。

○田植委員 はい、34番 田植です。この件も1月に除外申請された案件となります。申請は自宅への進入路が手狭なことから、その進入路に隣接する所有者所有の畑を宅地、庭として利用するものであります。対象農地は3筆で、合計301㎡になります。

現在、既に畑の形はなく、コンクリートで敷き詰められ、あるいは農業用倉庫になりかわっている状況にあります。このことについて申請者に確認したところ、随分前に無断で行っていた、大変申しわけないことでしたということでありました。現地を確認したところ、水路等における周辺への悪影響はないと思え、申請はやむを得ないと考えます。

なお、現地確認は4月13日、当該委員と事務局で行っております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして受付番号27号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 はい、11番 水重です。受付番号27号について報告いたします。

4月11日、地区委員6名、事務局2名で現地を確認しました。

申請地は国道54号線を100メートル余り北側に入ったところに位置しております。周辺は住宅に囲まれており、農地は永年耕作されておらず、周辺の農地には何ら影響のないものと思われま。申請地は譲受人が貸駐車場を設置するものです。また、都市計画区域内で第1種住居地域に位置しており、本申請はやむを得ないものと確認しました。

以上、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございました。全員挙手、賛成であります。よって、議案第2

1号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可妥当と決しました。

次に日程第6 議案第22号 非農地証明申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第22号 非農地証明申請について。このことについて次のとおり申請を受理したので、意見を求めます。

受付番号12、平成28年3月4日申請。申請人、安芸高田市吉田町●●番地、●●。土地の表示、吉田町●●番、畑、124㎡。かい廃年月日は昭和50年ごろ。農振除外見込みの土地です。担当は12番 村上委員です。

受付番号13、平成28年3月4日申請。申請人、安芸高田市吉田町●●番地●、●●。土地の表示、吉田町●●番、田、1,009㎡。同じく●●番、田、1,558㎡。同じく●●番●、田、245㎡。同じく●●番、田、411㎡。合計3,223㎡。かい廃年月日は昭和50年ごろ。農振除外見込みの土地で、担当は同じく村上委員です。

受付番号14、平成28年3月10日申請。申請人、安芸高田市美土里町●●番地●、●●。土地の表示、美土里町●●番、田、773㎡。同じく●●番、田、885㎡。同じく●●番、田、85㎡。合計1,743㎡。かい廃年月日は昭和47年ごろ。農振除外見込みで、担当は17番 桑原委員です。

受付番号15、平成28年3月10日申請。申請人、安芸高田市美土里町●●番地●、●●。土地の表示、美土里町●●番●、田、1,356㎡。かい廃年月は平成10年ごろ。農振除外見込みで、担当は同じく17番 桑原委員です。

受付番号16、平成28年3月15日申請。申請人、安芸高田市吉田町●●番地●、●●。土地の表示、吉田町●●番●、田、26㎡。かい廃年月日は昭和58年ごろ。同じく●●番、畑、207㎡。かい廃年月日は昭和50年ごろ。同じく●●番●、畑、86㎡。かい廃年月日は昭和58年ごろ。吉田町●●番●、田、963㎡。かい廃年月日は昭和63年ごろです。田の合計989㎡、畑合計293㎡、合わせて1,282㎡です。農振除外見込みで、担当は12番 村上委員です。

1枚めくっていただきまして受付番号17、平成28年3月29日申請。申請人、安芸高田市吉田町●●番地、●●。土地の表示、吉田町●●番●、田、261㎡。かい廃年月日は昭和43年ごろです。農振除外見込みで、担当は11番 廣政委員です。

なお、この案件は安芸高田市農業委員会非農地証明事務取扱要領第5に該当するため、証明基準を満たすものと考えます。

事務局からは以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号12号、13号、16号について、12番 村上委員、お願いいたします。

○村上委員 はい、12番 村上でございます。

4月11日の午後1時30分から吉田地区委員と事務局で現地確認をいたしましたので、報告いたします。

まず受付番号12号についてですが、申請地は竹や杉、雑木が茂り、人も入れないような奥地で、下方には砂防ダムがつくられ、畑の形跡も見当たらない状況で山林化しておりました。なお申請人の奥さんに聞いたところ、奥様は70歳近い人ですが、このうちへ嫁さんに来てからその畑に行ったことがないというふうなことで、もう相当昔から管理されていなかったんだらうというふうに思います。

次に受付番号13号は●●集落で最も奥地で、山と山の間申請地で、●●番は面積的には広いんですが8枚の段々の畑でありました。それで●●番も同じで7枚の段々の畑ということで、それぞれが1筆ずつにはなっておりますが、とても1枚の大きな田んぼではなくて段々のひどいものでございました。その2枚とも鹿やイノシシの遊び場で、石積みも崩れて原野状態で、そこへ行く農機具の通る道もないような状態でございました。農地として耕作できない状況であります。また、●●番●及び●●番は減反政策でウメの木を以前植樹されたそうですが、高齢となり管理も行き届かず原野化した状況でありました。これも農機具の通る道もなく、周囲は全部申請人の土地であり、他への影響はなく、やむを得ないというふうに思いました。

次に受付番号16号の●●番●及び●●番●でございますが、これは平成18年の豪雨で山崩れが発生して、1戸の住宅が流される豪雨災害が●●地区ではあったんですが、そのときの流亡田、土砂で流れた田んぼだそうです。●●番●は表土がなく、耕作できないままきょうに至ったということでございます。申請者のほうでは昭和58年ごろからというふうには書いてありますが、本人も非常に体調もよくなって以前から勤めもあんまりしていないような方で、相当、流亡する前から管理はできていなかったんだらうというふうには思います。また●●番●については、土砂崩れで流亡したところを河川改修なり、道路改修をしたところの残地で、田としての形はなく原野化した状況でございました。

次の●●番は、先ほど●●番で説明しましたが、その下方のほうで砂防堰堤ができておりますが、そのまた下のほうでありまして、数十年、人の手が入った形跡は全くなく、山林状況でございました。

次の●●番●は、●●地区が昭和63年ごろ河川改修をされたそうですが、そのとき申請地に行く道が遠くなり、大回りをするようになってから誰にも耕作してもらえず管理が行き届かず、鳥獣害の被害もひどく、現在は雑木やカヤが繁茂し山林化した状態でありました。

以上であります。いずれの件も農地中間管理機構への移動に伴う整理案件であります。

以上で報告を終わります。

○村上会長 次に受付番号14、15号について、17番 桑原委員お願いいたします。

○桑原委員 はい、17番 桑原です。受付番号14号、15号について、現地調査の報告を

行います。

4月12日に地区委員3名と事務局2名で現地の調査をいたしました。

まず14号の●●さんでございますが、書いてあるように●となっておりますが、流れておる生田川を境に山側のほうでございます、周囲は全部山で、その中に古い石垣が残っていて、大きな木がいっぱい立っておって、全く田んぼというのはわからんような状況でございます。●●さんは1人で暮らしておられまして、非常に年も高齢、とてもできんというふうなことで、やむを得ない。また、周りの営農には全く影響しないということで見えてまいりました。

続いて15号の●●さんでございますが、●●さん、また●●さんも非常に●●がひどくなりまして、全く現在では会話ができませんような状況というふうなことでございます。●●さんはもう既に早く亡くなられてまして、跡を継いでくれる人もちょっと現状ではおらんというふうな状況でございます。10年ごろからの荒廃ということでございますが、その下手に当たるところは既によその地区でございますが、木立がいっぱい生えて、とても田んぼ、畑になる状態ではない。その中に原野の状態です。本人と話もできませんし、家のほうにもおられんということで地区の方とお話をさせていただきました。現状が現状、また、その家の状況もあるので、これはやむを得ないだろうということで地区の方もおっしゃっておられました。場所も急傾斜で大きい農機具は入らんというふうなことでございます。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございます。続きまして受付番号17号について、10番廣政委員お願いいたします。

○廣政委員 はい、10番 廣政です。受付番号17号について報告します。

これは4月11日、地区委員及び事務局で現地確認を行いました。

昭和43年ごろまでは水稻を耕作していたようですが、以後は減反政策用の農地として繁茂する草木の刈り取りを手作業で行い、現在に至っております。現地は山袖、幅は最長でも2メートルに満たない細長いもので農業用機械器具の進入路がなく、隣接地も自己所有地となっており、他の農地に支障を及ぼすおそれがないことを確認しました。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。よって、議案第22号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

次に日程第7 議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。初

めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第23号 農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき平成28年4月15日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので意見を求めます。とごさ  
いまして、1枚めくってください。右側、農地利用集積計画結果、こちらの集計表の読み上げ  
によりまして事務局からの説明にかえさせていただきます。

まず上から設定期間1年の部、新規設定。田3件10筆7,935㎡。畑1件1筆141㎡。  
3年の部、新規設定。田6件17筆12,315.76㎡。4年の部、再設定。田1件1筆2,  
338㎡。新規設定。田3件5筆8,953㎡。5年の部、新規設定。田7件15筆20,9  
29㎡。6年の部、新規設定。田1件2筆1,613㎡。7年の部、新規設定。田1件1筆1,  
410㎡。10年の、新規設定。田4件11筆17,427㎡。11年の部、新規設定。田1  
件15筆21,115㎡。畑1件7筆5,280㎡。農地中間管理事業に係る11年の部、新  
規設定。田14件62筆106,404㎡。畑10件61筆150,677.70㎡。全て再  
設定、新規設定を合わせた合計が田41件139筆200,439.76㎡。畑12件69筆  
156,098.70㎡。総計としまして53件208筆356,538.46㎡の農用地利  
用集積計画について御審議いただくところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの  
と考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。これよ  
り質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、  
妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 はい、ありがとうございました。全員挙手、賛成であります。よって、議案第2  
3号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付  
し、市長に回答することに決しました。

次に日程第8 議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。  
初めに事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問について。農用  
地利用配分計画原案の諮問について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規  
定に基づき平成28年4月15日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので意  
見を求めます。とごさ  
いまして、1枚めくってください。右側、農用地利用配分計画原案の集

計表の読み上げにより説明にかえさせていただきたいと思います。

農地中間管理事業11年の部、新規設定。田9件62筆106,404㎡、畑3件61筆150,677.70㎡。総合計12件123筆257,081.70㎡の配分計画の原案について御審議いただきたいというところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるものと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で事務局よりの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第24号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございました。全員挙手、賛成であります。よって、議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって平成28年第4回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会長

33番委員

34番委員